

3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う際は、土壤汚染対策法に基づく届出が必要です。

土壤汚染の状況を幅広く把握することなどを目的に、3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う際には、土壤汚染対策法第4条第1項に基づき徳島市長への届出が必要となります。

【注意】法第3条ただし書により土壤調査義務一時的免除中の土地及び、操業中の有害物質使用特定施設の存在する土地については900㎡以上の形質変更を行う場合、事前に届出が必要となります。対象となる土地や手続きの方法は直接、お問い合わせ下さい。

〔土地の形質の変更とは〕

掘削や盛土といった土地の形状を変更する行為全般をいいます。

〔届出対象外となるもの〕

- (1) 盛土しか行わない場合
- (2) 形質変更の深さが最大50cm未満であって、対象地から土壤の搬出を行わず、土壤の飛散・流出を伴わない場合（一部が50cm以上の場合は、50cm未満の部分も含めて届出の対象となります。）
- (3) 農業を営むために通常行われる行為（土壤の搬出を行わないもの）
- (4) 林業の用に供する作業路網の整備（土壤の搬出を行わないもの）
- (5) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質変更
- (6) 非常災害のために必要な応急措置として行われる土地の形質変更

〔届出義務者〕

施工に関する計画の内容を決定する者（例：土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者の関係では「開発業者」／工事の請負の発注者と受注者の関係では「発注者」となります。）

〔届出書類〕

(1) 提出書類

1 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第6）〔作成例1、2〕

2 添付資料

① 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図〔作成例3〕

(a) 平面図：土地の形質の変更が行われる範囲を掘削のみ、掘削及び盛土、盛土のみ、の3種に区別し、それぞれの部分について、図面に色分け等で明示すること。

(b) 立面図及び断面図：土地の形質の変更に係る部分の深さを明示すること。

② 届出者が形質変更をしようとする土地の所有者でない場合、当該土地の所有者等の所在を示す書面

（例）登記事項証明書、土地の売買契約書、当該工事に関する請負契約書〔所有者と届出者の契約の関係がわかるもの〕、都市計画法に基づく開発許可申請の「妨げとなる権利を有する者の同意書」、徳島県生活環境保全条例に基づく特定事業の添付書類の同意書又は公共施設の占有許可証などの写しのほか、土地所有者等の同意書〔作成例4〕

③ 形質変更に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し

④ 土壤汚染対策法4条届出に関する「汚染のおそれの把握自己申告書」〔作成例5〕

⑤ 土壤汚染状況調査結果（調査を実施している場合）

※土地の所有者等の全員の同意を得たうえで、指定調査機関に調査をさせた結果を法第4条第2項に基づき提出することができます。この場合、調査命令の発出に係る行政手続等が原則、省略されるため、汚染が判明した際の区域指定までの期間を短縮することができます。

(2) 提出部数

1部

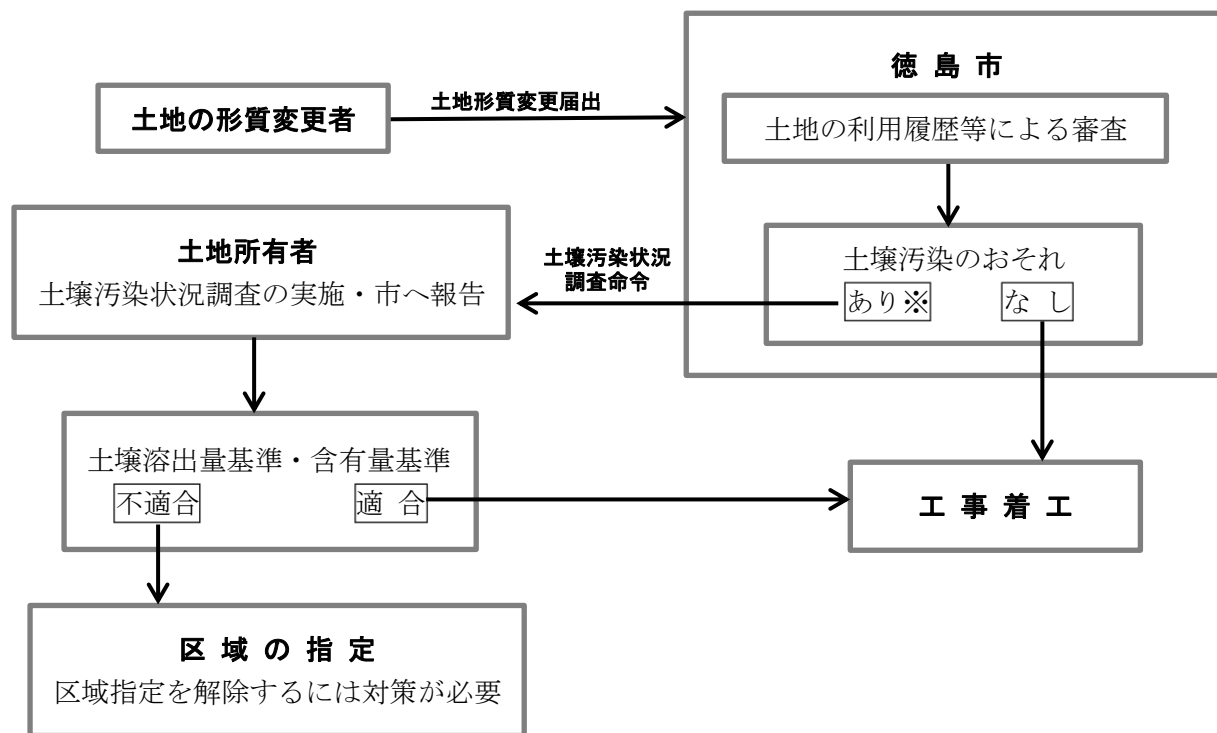
(3) 提出期限

土地の形質の変更に着手する日の30日前まで（「着手する日」とは、土地の形質の変更に実際に着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含みません。）

(4) 届出方法

変更届出書に資料を添付して、環境保全課までお持ちください（郵送では受け付けしていません）。申請書の様式は徳島市のホームページからダウンロードできます。

〔手続きの流れ〕



土壤汚染のおそれがあるとする環境省令の基準※に該当する場合は、土地の所有者に対し土壤汚染状況調査の実施及び報告の命令が発出されます。

この場合、工事着工が遅れることが考えられますので、ご注意ください。

※土壤汚染のおそれがある環境省令基準（施行規則第26条）

- ① 特定有害物質が基準に適合しない土地 / ② 特定有害物質が埋められ、飛散し、流出し、地下浸透した土地
- ③ 特定有害物質を製造・使用・処理していた土地 / ④ 特定有害物質が貯蔵・保管されていた土地
- ⑤ ②～④と同程度に土壤汚染のおそれがある土地

3,000 m²以上の土砂等の埋立等については、徳島県生活環境保全条例に基づき知事の許可が必要となる場合があります。詳しくは、徳島県環境管理課（TEL:088-621-2276）にお問い合わせ下さい

〔問い合わせ先〕

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市環境部環境保全課 TEL:088(621)5213 FAX:088(621)5210

【作成例1】(必須)

様式第六(第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係)

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

徳島市長 殿

(個人の場合) 氏名及び住所
(法人の場合) 法人の名称及び住所並びに
法人の代表者の肩書及び氏名

届出者 **徳島市幸町2丁目5番地
株式会社 〇〇不動産
代表取締役 〇〇 〇〇**

第3条第7項
第4条第1項

土壤汚染対策法第3条第7項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	徳島市〇〇町〇丁目〇番1 〇番2、 〇〇町△丁目△番3
土地の形質の変更の場所	別紙のとおり
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	計 3,400㎡ (掘削のみ: 1,500㎡、掘削及び盛土: 900㎡ 盛土のみ: 1,000㎡) 土地の形質の変更の深さ 20m
土地の形質の変更の着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をする 場合	工場又は事業場の 名称 工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又は 事業場の敷地にお いて法第4条第1 項の規定による 土地の形質の変 更をする場合	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称
	有害物質使用特定 施設の種類
	有害物質使用特定 施設の設置場所
	特定有害物質の種 類

※調査を実施したので、法第4条第2項に基づく調査結果を提出する。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

対象地の全ての地名地番を記入
対象地が多く記入できない場合
は、他15筆等とし、一覧を別紙
で添付

形質変更を行う場所がわかる
住宅地図等を添付

対象地の全ての面積と内
訳(掘削のみ、盛土及び掘
削、盛土のみ)を記入。
土地の形質の変更の深さ
は最大掘削深度を記入。

実際に土地の形質変更(土地を掘り
返すなど)を開始する予定日

法第4条第2項による土壤汚染状況調
査結果報告書を併せて提出する場合

【作成例2】(必要な場合のみ)

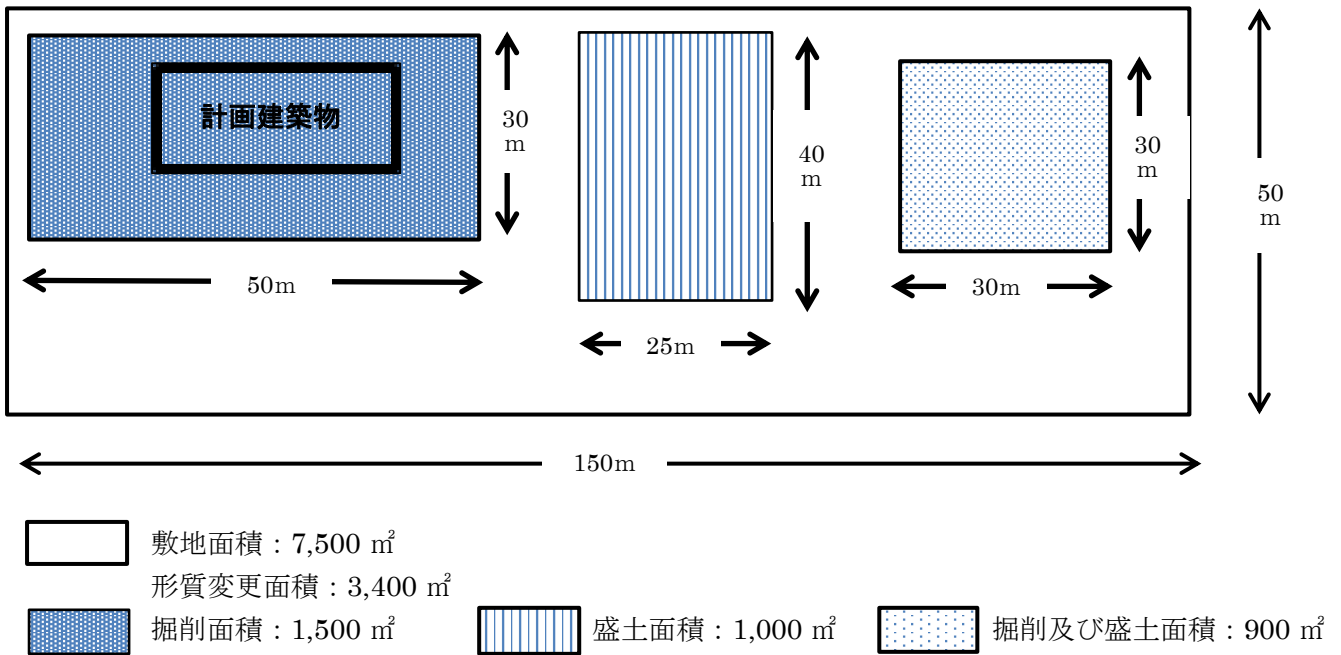
土地の形質の変更の場所が多数あり、様式に記載できない場合は、以下に示すような一覧表を作成し、別紙として添付してください。

所在地		敷地面積	現況地目	土地の所有者
徳島市〇〇町〇丁目	〇番1	4,500 m ²	田	徳島 太郎
	〇番2	1,000 m ²	雑種地	環境 花子
徳島市〇〇町△丁目	△番3	2,000 m ²	雑種地	環境 花子

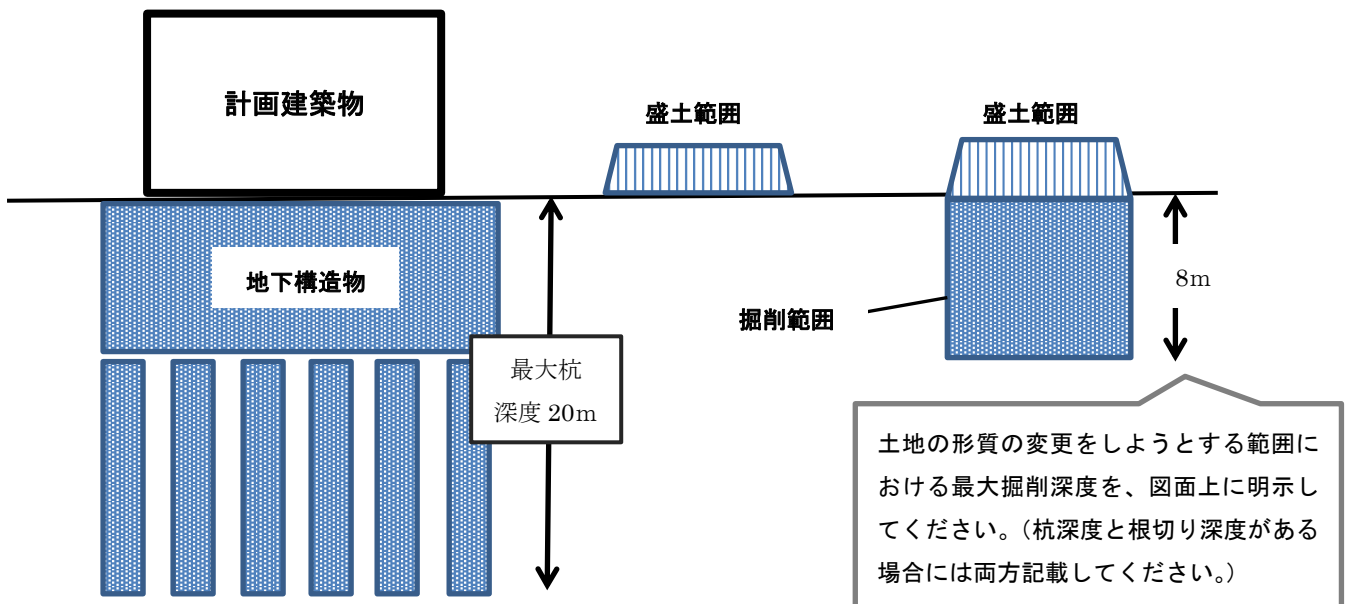
【作成例3】(必須)

土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

(a) 平面図



(b) 立面図及び断面図



【作成例4】（必要な場合のみ）

届出者が土地の所有者等でない場合、土地の形質の変更の実施についての同意書を添付してください。
※登記事項証明書、土地の売買契約書、当該工事に関する請負契約書〔所有者と届出者の契約の関係がわかるもの〕、都市計画法に基づく開発許可申請の「妨げとなる権利を有する者の同意書」、徳島県生活環境保全条例に基づく特定事業の添付書類の同意書又は公共施設の占有許可証などの写しでも構いません。

土地の形質変更実施同意書

〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 〇〇不動産
代表取締役 〇〇 〇〇 様

「土地の形質の変更届出書」
の届出者を記入

土地の所有者の住所及び氏名

住所 徳島市〇〇町〇丁目〇〇
氏名 徳島 太郎

押印(認印等)

印

私が権利を有する土地について、下記の形質の変更を実施することに同意します。

「土地の形質の変更届出書」
の届出者を記入

記

土地の形質の変更実施者	株式会社 〇〇不動産 代表取締役 〇〇 〇〇
土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	徳島市〇〇町〇丁目〇番1 〇番2、 〇〇町△丁目△番3
土地の形質の変更の着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	計 3,400㎡ (掘削のみ：1,500㎡、掘削及び盛土：900㎡、 盛土のみ：1,000㎡) 土地の形質の変更の深さ 20m

着手予定日及び土地の形質の変更の面積は、「土地の形質の変更届出書」に記載している内容と同じことを記入

【作成例5】(必須)

土地の利用履歴や法令手続きの有無について記載した申告書を添付してください。

土壤汚染対策法4条届出に関する「汚染のおそれの把握自己申告書」

土地の形質の変更の場所：徳島市〇〇町〇丁目〇番1他2筆

記入者(担当部署)：〇〇不動産 △△部 阿波 一郎

TEL：088-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX：088-〇〇〇-〇〇〇〇

1 当該土地の特定有害物質による土壤汚染の状況を把握しているか？

当該土地の土壤汚染状況調査及び自主調査の有無

なし

あり(ありの場合：土壤溶出量基準、土壤含有量基準超過の有無 あり なし)

※調査を行っている場合、調査結果を添付

2 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し又は地下に浸透した土地かどうか？

当該土地における特定有害物質を埋設・飛散・流出・地下浸透の有無

なし

あり

※ありの場合、該当する敷地がわかる地図及び事象の概要を添付

3 特定有害物質を使用等する履歴のある工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地があったか？

1) 過去の土地の使用履歴について

土地の使用履歴について記載してください。(例 購入前の使用履歴、購入年度、使用の履歴時系列、土地を舗装している場合は舗装した年月日など)

※過去の履歴がわかる登記簿・地歴調査資料などを添付

- ・〇〇町△丁目、昭和45年2月～60年3月までガソリンスタンドを設営
- ・〇〇町〇丁目は、昭和50年1月～平成10年4月まで金属製品製造工場を設置(メッキに六価クロム使用)

2) 特定有害物質を製造、使用又は処理していた施設(使用歴)の有無

なし

あり(存在又は存在した(特定有害物質名：六価クロム))

※ありの場合、該当する敷地がわかる地図及び工場等の概要を添付

3) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を貯蔵又は保管していた施設の有無

なし

あり(存在し又は存在した(特定有害物質名：ベンゼン))

※ありの場合、該当する敷地がわかる地図及び工場等の概要を添付

4) 別紙の法令の手続き等の有無

なし

あり

※ありの場合、該当する法令の手続き等の資料を添付

対象とする法令は次頁を参照

4 その他特記事項

金属製品製造工場を閉鎖する際、土壤・地下水の自主調査を行ったが、六価クロムは検出されなかった。

別 紙

- 水質汚濁防止法（瀬戸内海環境保全特別措置法）
届出の有無等
所管：徳島市環境保全課
- 下水道法
届出の有無等
所管：徳島市上下水道局下水道整備課
- 大気汚染防止法
届出の有無等
所管：徳島県環境管理課
- 毒物及び劇物取扱法
製造・販売業等
所管：徳島県薬務課
- クリーニング業法
クリーニング業の届出等
所管：徳島保健所
- 消防法
地下タンク等の有無
所管：徳島市消防局予防課
- 農薬取締法
農薬の製造等
所管：徳島県みどり戦略推進課
- 電気事業法
電力会社など
- 鉱業法
鉱山の有無など
- 鉱山保安法
鉱山の有無など
- 銃砲刀剣類所持等取締法
射撃場の有無など
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
特定化学物質の製造など
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
対象事業場の有無
所管：徳島県環境管理課

該当する法令手続きがある場合、届出書の写し等の資料を添付

〔土壌汚染対策法の特定有害物質〕

クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、PCB、有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る）